

東日本大震災に伴う一部負担金等免除措置の一部変更について (第4報)

このたび、東日本大震災により被災された方の医療費の窓口負担の免除に関して一部変更がありましたのでお知らせします。

1. 入院時食事・生活療養費の免除期間の延長について

東日本大震災により一部負担金等の免除認定を受けた方について、入院された時の食事・生活療養標準負担額が免除される期間は平成23年8月31日までとされていましたが、当分の間延長されることになりましたのでお知らせします。免除期間の終了時期について厚生労働省から通知があり次第ご連絡する予定です。

- ・一部負担金の免除期間について、変更はありません。(平成24年2月29日まで)

2. 医療機関での窓口負担の支払い免除対象者の追加について

次の⑥に該当する方が追加になりました。

●対象者

- ①住家が全半壊（全半焼）された方
- ②主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- ③主たる生計維持者が行方不明となっておられる方
- ④福島原発事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示対象となっている方
- ⑤被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯となった方
- ⑥原子力災害対策特措法による特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行っている方